



長野県報

12月16日(月)
平成25年
(2013年)
第2532号

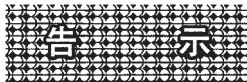
目次

告示

- 指定管理者の指定(4件)(生活文化課) 1
- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) 2
- ウイルス肝炎医療費給付実施要綱の廃止(健康長寿課) 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害者支援課) 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害者支援課) 3
- 身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害者支援課) 3
- 指定管理者の指定(3件)(障害者支援課) 4
- 解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課) 4
- 公共測量の実施(建設政策課) 4
- 指定管理者の指定(都市計画課) 4
- 昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会) 5

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課) 5
- 県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課) 6
- 都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市計画課) 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課) 7



長野県告示第581号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県信濃美術館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
一般財団法人長野県文化振興事業団
 - (2) 主たる事務所の所在地
長野市若里一丁目1番3号
- 2 指定期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第582号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
一般財団法人長野県文化振興事業団
 - (2) 主たる事務所の所在地
長野市若里一丁目1番3号
- 2 指定期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第583号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県伊那文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第584号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第585号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
飯田市立病院	飯田市八幡町438番地	平成29年1月5日
長野県立阿南病院	下伊那郡阿南町北條2009-1	平成29年1月29日
下伊那赤十字病院	下伊那郡松川町元大島3159の1	〃
飯田病院	飯田市大通1丁目15番地	〃
健和会病院	飯田市鼎中平1936	〃
瀬口脳神経外科病院	飯田市上郷黒田218-2	〃
輝山会記念病院	飯田市毛賀1707番地	〃

医療推進課

長野県告示第586号

ウイルス肝炎医療費給付実施要綱（昭和56年長野県告示第483号）は、平成25年12月31日限り、廃止します。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

健康長寿課

長野県告示第587号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
市瀬 彩	聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
大嶋 博之	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸	上田市中央西1-1-20 医療法人慈善会 安藤病院
片桐 仁	肢体不自由	下高井郡野沢温泉村豊郷9323 医療法人桐の会 野沢医院
竹内 裕	肢体不自由 ぼうこう又は直腸	上高井郡小布施町大字小布施851 特定医療法人 新生病院
常川 主裕	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
中島 淳治	聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく	飯田市高羽町4-2-15 中島耳鼻咽喉科医院

畑中 大介	肢体不自由	松本市本庄 2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院
古谷 力也	心臓 呼吸器	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
古屋 志野	肢体不自由 呼吸器	塩尻市大門四番町 7-14 ふるや内科クリニック
矢野 卓也	聴覚 平衡 音声・言語 そしゃく	松本市旭 3-1-1 信州大学医学部附属病院
山本 一博	呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院

障害者支援課

長野県告示第588号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
宮川 麻衣子	松本市旭 3-1-1 信州大学医学部附属病院	中野市西 1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
甲田 英久	上田市中央 1-6-24 甲田医院	上田市中央 1-6-24 医療法人甲田医院
畑 幸彦	松本市旭 3-1-1 信州大学医学部附属病院	北安曇郡池田町池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院
石垣 範雄	松本市旭 3-1-1 信州大学医学部附属病院	北安曇郡池田町池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院
塩月 記代	下伊那郡高森町吉田481-13 長野県厚生農業協同組合連合会 下伊那厚生病院	北安曇郡池田町池田3207-1 長野県厚生農業協同組合連合会 安曇総合病院

障害者支援課

長野県告示第589号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の 所在地及び名称	辞退年月日
片桐 知雄	下高井郡野沢温泉村豊郷9323 医療法人桐の会 野沢医院	平成25年 7月28日

障害者支援課

長野県告示第590号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県西駒郷の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

障害者支援課

長野県告示第591号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県障害者福祉センター（長野県聴覚障害者情報センターを除く。）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

障がい者スポーツ振興グループ

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

障害者支援課

長野県告示第592号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県聴覚障害者情報センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字下駒沢586番地

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

障害者支援課

長野県告示第593号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市龍江9152の1・9152の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、9152の11、9155の28

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第594号

茅野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（1/1000地形平面図）

2 作業期間

平成25年12月16日から平成26年3月26日まで

3 作業地域

茅野市

建設政策課

長野県告示第595号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本平広域公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

TOY BOX

(2) 主たる事務所の所在地

松本市大字島立635番地1

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

都市計画課

選告示第56号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成25年12月16日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

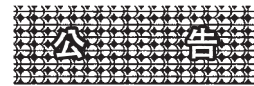
34,956	34,932
318,471	318,324
7,313	7,298
22,678	22,670
17,258	17,214
8,548	8,527
6,547	6,545
9,000	8,995
6,900	6,882
104,179	104,159
64,806	64,826
46,230	46,234
20,150	20,113
28,152	28,113
13,678	13,687
19,267	19,236
11,771	11,757
18,696	18,670
8,976	8,954
18,794	18,779
8,145	8,138
7,063	7,027
21,395	21,368
18,199	18,182
38,532	38,538
21,301	21,275
8,338	8,337
26,682	26,681

別表中

を

に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フォルツァ松本フットボールクラブ
- 3 代表者の氏名
新村 重治
- 4 主たる事務所の所在地
松本市村井町西1丁目7番48号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、サッカー競技の普及・振興に関する事業、サッカー選手及び指導者・審判員等の育成及びその支援に関する事業、サッカー大会及び競技会等の企画・開催に関する事業、サッカー教室の企画・運営に関する事業を行い、サッカーを通じての子ども達の健全育成及びスポーツの振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年12月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
神畑ショッピングパーク
上田市神畑700-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
株式会社田原屋
神奈川県川崎市川崎区駅前本町12-1
株式会社セリア
岐阜県大垣市外濑2-38